

## 行政 視 察 報 告 書

参加議員	危機管理対策特別委員会 委員長 潤谷 洋子 副委員長 工藤 夕介 委員 木村 淳司 中村 美津緒 天内 慎也 工藤 健 小豆畠 緑
調査期間	令和7年10月29日（水）
調査先及び 調査事項	新潟県長岡市 「鳥獣対策について」

### 視 察 概 要

■ 調査先① 新潟県長岡市

■ 調査事項 鳥獣対策について

■ 調査内容

#### 1 調査日

令和7年10月29日（金）

#### 2 調査目的

長岡市は、イノシシや熊等など、様々な鳥獣対策に関する事業を行っていることから、その取組を調査し、本市における取組の参考とする。

#### 3 対応者（敬称略）

長岡市議会 議長 池田 和幸

長岡市議会事務局議会総務課 政策調査係 星 正仁

長岡市農林水産部 鳥獣被害対策課 課長 酒井 億

#### 4 調査事項の説明

##### （1）長岡市における鳥獣被害対策について

###### 1 鳥獣対策全般について

###### ①長岡市の概況と鳥獣被害の地理的背景

長岡市は、平成の大合併を経て海岸部から丘陵地、山間部の豪雪地帯まで多様な地形を有する広大な市域となった。この地理的多様性が、地域ごとに異なる鳥獣被害をもたらしている。

海岸部（寺泊地域）は、イノシシの市内最多出没地域、丘陵地（西山丘陵地域）は、イノシシに加え、南部では熊の出没も確認、平野部（中之島地域）は、特産品であるG1登録野菜「大口れんこん」がカモの食害に遭っており、山間部（栃尾地域）は、標高1500メートル級の山々に連なる広葉樹林帯を背後に持ち、熊、イノシシ、猿の生息が集中する、市内最大の鳥獣対策ホットスポットとなっている。

## ②鳥獣の出没状況と農作物被害の実態

近年の出没状況と被害額は次のとおりである。

ツキノワグマについては、出没件数は、令和6年度の137件に対し、今年度は10月26日時点で233件と急増しており、背景には、餌となるブナ等堅果類の全国的な凶作があると分析されている。

イノシシについては、近年の暖冬化・少雪化により越冬可能な個体が増加し、県全体で生息数が急増している（令和初期の約1万頭から約4万7000頭へ）。長岡市でも出没は増加傾向にある。

農作物被害額については、被害の最大要因はイノシシによる水稻被害である。その他、カモによるレンコン被害、猿による被害が続く。被害額は減少傾向にあったが、令和4年度はイノシシ被害の増加により微増に転じている。

## ③長岡市の対策における3本柱

長岡市は、鳥獣被害対策を専門に担う鳥獣被害対策課（令和3年度農林水産部内に設置、職員7名体制）を中心とし、「捕獲」、「被害防除」、「環境整備」を3本柱とする総合的な対策を展開している。

なお、カラスについては環境部で対応している。

### ア 捕獲…個体数の直接的な抑制と担い手支援

野生動物の個体数を直接的に管理するとともに、その重要な役割を担う人材を確保・支援することを目的とする。

- ・鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動…猟友会員を市の非常勤職員として委嘱（現在207名）。これにより市が直接指示・連携する体制を構築している。
- ・戦略的な猿捕獲…群れで行動する猿の習性を考慮し、市の職員が直接捕獲を主導。捕獲した一部のメスザルにGPS発信機を装着し、行動圏を把握した上でわなを設置する科学的な手法を導入している。
- ・担い手の確保・育成支援…実施隊への加入を条件に、狩猟免許（銃・わな）の新規取得費用や猟友会入会費等を助成している。また、捕獲報償金も増額（イノシシ：7000円→1万円／頭、猿：令和7年度新設、2万円／頭）し、活動へのインセンティブを高めている。

### イ 被害防除…農地や集落への侵入防止

物理的な防護策を講じることで、野生動物が農地や人の生活圏へ侵入することを未然に防ぐことを目的とする。

- ・電気柵の設置支援等…鳥獣被害防止総合対策／中山間地所得向上支援事業交付金の活用により、集落単位での設置を推進。交付金事業に加え貸付による電気柵の普及事業も展開している。交付金事業による整備実績は、8集落・計58.9キロメートル（イノシシ53.1キロメートル、猿5.8キロメートル）、貸付事業による敷設実績は、74集落・計14.6キロメートル（イノシシ12.3キロメートル、猿2.3キロメートル）となっている。また、令和4年度からは市の単費による電気柵設置に係る補助事業を開始しており（補助率：導入経費の1/2、上限額は団体が20万円、個人5万円）、この事業による整備実績は、32件、計43.4キロメートル（イノシシ24.3キロメートル、猿19.1キロメートル）となっている。また、電気柵設置技術向上のための研修会や、設置後の効果を維持するためのメンテナンス点検（市職員による巡回アドバイス）も実施している。

- ・対象動物に応じた防除策…猿の追い払いに使用するロケット花火の購入費補助や、カモの食害対策としてレーザー機器の導入支援など、被害の実態に即した多様な手法を支援している。
- ウ 環境整備…野生動物を寄せ付けない環境づくり
  - 住民の主体的な取り組みを促し、野生動物の誘引物や隠れ場所を除去することで、動物が集落に近づきにくい環境を創出することを目的とする。
- ・不要果樹等伐採事業補助…熊などの出没原因となる放置された柿の木等の伐採費用を府内会等へ補助する（上限 10 万円）。伐採実績は 145 件、742 本となっている。
- ・鳥獣緩衝帯整備事業支援…イノシシなどが潜む藪の刈払い費用を補助する（上限 15 万円）。整備実績は 58 件、16 ヘクタールとなっている。

#### ④対策の成果と今後の課題

成果については、1 つに、対策実施隊員が順調に増加したこと、2 つに、イノシシ・猿の捕獲数が過去最多を記録（令和 4 年度：イノシシ 500 頭、猿 88 頭）したこと、3 つに、農作物被害額は、令和 4 年度に微増したものの、全体としては減少傾向を維持していること、4 つに、猿の推定個体数が 200 頭（令和 3 年度調査）から 150 頭（令和 4 年度調査）に減少したことが挙げられる。

今後の課題については、短期的課題としては、記録的な熊の大量出没への緊急対応や、アライグマなど新たな外来種の増加傾向への対策構築が挙げられる。

次に、中・長期的課題としては、対策の担い手である実施隊員の高齢化（65 歳以上が約 6 割）に伴う、後継者の確保・育成が挙げられる。

## 2 熊対策について

### ①ツキノワグマ対策と緊急銃猟の運用

今年度の熊の捕獲頭数は 81 頭に達し、過去最多（24 頭）を大幅に更新している。県の管理計画で定められた上限を既に超過しており、計画が実態と大幅に乖離している状況となっている。

本年 9 月に国が制度化した、人の生活圏に出没した熊に対する緊急的な銃器使用（緊急銃猟）について、長岡市では、あくまで最終手段であり、追い払いやわなによる捕獲が優先という慎重な姿勢を基本とし、現場における無数の変動要因を考慮した上で、極めて限定的な状況下でのみ実施を検討する方針である。

実施体制については、市長から権限移譲を受けた鳥獣被害対策課長が発砲判断を行う。警察とは事前の調整を行い、当日の通行規制等で連携する体制を構築済みである。

#### ア 緊急銃猟実施の判断基準

以下の条件を厳格に満たす場合に限り実施を検討することとしている。

- ・個体がガレージ内などで膠着状態にあること
- ・周辺住民の完全な避難・屋内退避が完了し、第三者の安全が 100% 確保できること
- ・射線上に民家等がなく、発射した弾丸が安全に停止するバックストップ（土手など）が確実にあること
- ・跳弾（跳ね返った弾）のリスクがないこと

#### イ 緊急銃猟のシミュレーション

昨年度、大学敷地内にドングリを目当てに河川敷の藪かた連日出没したイノシシについて、市側は住居集合地域でないと判断だったが警察が難色を示し、事前に敷いた網の上に誘導し、持ちあげて捕獲した事例があったが、法改正がされた現在、同様の事例があれば、河川の土手をバックストップとして活用した上で緊急銃猟を実施し、より安全かつ迅速に対応できるものと考えている。

#### ②ツキノワグマ対策に係る今後の展望

引き続き、個体管理と捕獲対応の2つの柱を充実させていくことが必要であると考えている。

個体管理については、出没情報だけでは判別できない人の生活圏周辺における定着度をカメラトラップにより調査、生息域を把握し、ゾーニング管理していくことが重要であると考えている。また、不要果樹の伐採については補助事業を実施しているものの、どの樹木を伐採するかなどは地区任せになっていることから、より効果的な伐採等について助言をしていきたいと考えている。さらに、山間地から市街地への侵入経路を遮断するための河川の緩衝帯整備について国の補助金の活用も踏まえ予算組みを検討しているところである。（参考：鳥獣対策に係る予算額は令和6年度で約7800万円、令和7年度で約9300万円、令和8年度予算要求額はさらに増加する見込み）

捕獲対応については、出没多発地域では、予察対応として早期（5月～6月頃）のわな設置、捕獲対応に当たる鳥獣被害対策実施隊の待遇向上（緊急銃猟時の特別手当の措置等）が必要であると考えている。

### 3 主な質疑応答

問：イノシシによる人身被害はあるか。

答：発生していない。熊による人身被害は、今年3件発生している。

問：捕獲した個体はどのように処理しているか。ジビエとしての活用は。

答：捕獲した個体は、基本的に殺処分となる。猿の場合、群れの行動把握のため一部のメスにGPSを装着して放獣するが、大半は市の職員が処分する。処理方法としては、市の焼却施設での焼却、または埋設処分（手数料として約8,000円を支払う）が基本。ジビエ利用は、市内に関連施設が1箇所あるものの、捕獲場所から施設までの迅速な運搬や衛生管理、採算性（安定した供給量の確保）に大きな課題があり、本格的な事業化は難しいのが現状である。

問：住民の自助努力を基本としつつも、高齢化等で限界がある。行政の役割（公助）とのバランスをどう考えるか。

答：市として住民の自助・共助を促すための補助制度（環境整備支援など）を充実させているが、捕獲のような専門的かつ危険を伴う活動は、公助が担うべき領域だと認識している。しかし、市町村レベルでの対応には限界があり、国や県といった広域的な視点での人材育成や支援体制の構築が不可欠だと考えている。

問：捕獲（殺処分）に対して、市民から抗議の電話などはないか。

答：現状、市民からの抗議はない。むしろ、なぜ捕獲しないのかという要望の方が多い

い。しかし、緊急銃猟などの事例がインターネットニュース等で拡散された場合、市外から抗議が殺到するリスクは認識しており、庁内の関係部署と連携し、有事の際の対応方針を検討する必要があると考えている。

問：電気柵の設置に自己負担を求めているのはなぜか。

答：自分の財産（農作物）は自分で守るというのが基本原則であるため、全額補助は行っていない。市は補助金（費用の1/2）に加え、設置後のメンテナンス指導などソフト面での支援に力を入れている。

問：実施隊（猟友会員）が出動した際の手当はどのように支給しているか。

答：捕獲報償金とは別に、時給1,500円の活動手当を支給している。対象は、出動だけでなく、わなの見回りや技術研修への参加など、鳥獣対策に関する全ての活動が含まれる。これにより、隊員の活動意欲の維持向上を図っている。

問：銃器使用における警察との連携は円滑か。

答：担当者によって対応に差があった時期もあったが、緊急銃猟制度の開始前に、市内の全警察署を訪問し、市の運用方針を説明して事前調整を行った。その結果、現在は通行規制などで協力が得られる良好な連携関係が構築できている。

問：市民への情報提供はどのように行っているか。

答：多様な媒体を活用している。防災メール、市の公式SNS（LINE, X）、広報車による巡回、道路標識看板の活用、講習会の開催など、あらゆる手段を用いて注意喚起と情報提供を徹底している。

問：学校や保育園など、庁内の他部署との連携は。

答：出没情報があった際は、エリアごとに設置されたグループチャットを活用している。これにより、地域の学校、保育園、支所などの関係機関に情報が即座に共有され、迅速な対応が可能となっている。